

## ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	旧約聖書にあらわれた末子相続
Author(s)	小林. 三衛
Citation	茨城大学文理学部紀要. 社会科学(6): 11-24
Issue Date	1956-04
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10109/10291">http://hdl.handle.net/10109/10291</a>
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係  
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

# 旧約聖書にあらわれた末子相続

——とくにその成因に関連して——

小 林 三 衛

- 一 はし が き
- 二 旧約聖書における末子相続
- 三 末子相続の成因

相続形態は歴史的観点から種々に分類される。それらはいずれも社会的経済的基盤によつて<sup>(1)</sup>いる。末子相続 *Ultimogenitur* od. *Jüngstenrecht bezw. Minorat*; *droit de jeûneigneur ou maineté*; *Ultimogeniture* or *Borough English* もその一つで、法定相続<sup>(2)</sup>のもつとも古い形態であると言われている<sup>(4)</sup>。ほとんど世界の到るところにその分布の跡をみる事ができる。旧約聖書の創世紀にみえるアブラハムの系図その他がほぼ末子相続であり、わが国の記紀の伝える皇室の系譜も仁徳天皇までがそうである<sup>(6)</sup>。ギリシア・ローマの神話にもみえるし、グリム童話などの物語の中で末子成功の話が多い。キアラ・ウエイ僧正の「ズル族の童話及び歴史」は明らかに末子が世嗣となつて<sup>(7)</sup>いることを語つている。末子相続は古代においてだけでなく、封建社会にも存し、比較的最近まで行われた事例もあり、慣

習法として、制定法との相尅もみられた。<sup>(12)</sup> 本稿においては旧約聖書にあらわれている末子相続について述べ、一般的にこの相続形態の成因をたずね、相続制度研究の一環としたい。<sup>(13)</sup>

二

旧約聖書にあらわれた末子相続としてもつとも有名で典型的なものはイサクの子ヤコブの相続で、フレザーは 'Folk-lore in the Old Testament' の中で "The Heirship of Jacob or Ulimogeniture" の章を設けて論じている。<sup>(14)</sup> ヤコブ以前の相続についてはフレザーも他の学者もふれていないが、みておく必要があるう。<sup>(15)</sup> アダムとエバには三子があつたが、第二子のアベルは長子のカインに殺され、カインの系図は七代で消え、第三子のセツの系図だけが伝えられている。<sup>(創世記・一・一)</sup> セツから数えて九代目がノアで。<sup>(創五・九)</sup> ノアにはセム、ハム、ヤベテの三子があり。<sup>(創五・三二)</sup> セムから一〇代目にアブラハムがあらわれる。<sup>(創一〇・二一・二六)</sup> アブラハムは長子になつてゐる。したがつてこの間においてはセツを除いて末子相続とはいえない。次のイサクについては末子相続といつてよいと思われる。アブラハムの妻サラは子を生なかつたので、侍女のハガルを夫に与え、ハガルはイシマエルを生んだ。<sup>(創一六章)</sup> アブラハムが神にむかつて「願はくはイシマエルの汝のまへに生存へんことを」と言つたとき、神は「汝の妻サラ必ず子を生ん。汝其名をイサクと名くべし。我彼および其後の子孫と契約を立て永久の契約となさん。又イシマエルの事に関しては我汝の願を聴たり、我彼を祝みて多衆の子孫を得さしめ大に彼の子孫を増すべし。彼十二の君主を生ん我彼を大なる国民となすべし。然どわが契約は我翌年の今頃サラが汝に生まん所のイサクと之を立べし」と言い給い。<sup>(創一七・一八・二二)</sup> 悉、これが実現してイサクが生まれ。<sup>(創二二・一)</sup> イサクから出る者がアブラハムの裔と称されることとなり。<sup>(創二二・一)</sup> アブラハムは「其所有を尽くイサクに与えた」。<sup>(創二五・一)</sup> サラが死んだ後、アブラハムはケトラと再婚し、六人の子が生まれたが。<sup>(創二五・一)</sup> イサクを嗣子と決め事実上相続が行われてからのことである。

イサクには双生児があり、先に生まれたのがエサウ、後に生まれたのがヤコブで、成長してからエサウは巧な獵人で野の人になり、ヤコブは質樸な人で天幕にいる者となつた。イサクはエサウを、イサクの妻のリベカはヤコブを愛してゐた。<sup>(創二五・二八)</sup> ヤコブは奸智に長け、自分の競争者を押のけることに小心翼翼としており、このあらわれが相

続問題である。<sup>(13)</sup> ヤコブは奸智と貪欲とをもつてエサウから長子相続権と父の祝福とを奪つてしまつた。<sup>(14)</sup> 先ず家督の權とあつものを交換した。エサウが獵から帰つてきたとき、ヤコブがあつものを煮ていたので、これを請うたところ、ヤコブは家督の權を売れと言ひ、あつものとパンとを与えて家督の權を讓ることを誓させた<sup>(創二五下)</sup>。次に偽つて父の祝福をうけた。イサクは年をとり目も見えなくなつたのでエサウを呼んで、鹿の肉を食べさせてくれそうして死ぬ前に祝福してやろうと言ひ、エサウはこれにしたがつて野に出て行つた。これを聞いていたりベカはヤコブにエサウの衣を着せ、エサウの肌のように毛革をまとわせ、鹿の肉の代りに山羊の肉をイサクに与え、エサウの歸つて来る前にイサクから祝福を受けさせてしまつた。エサウは野から歸つて泣きながら慨いたが間に合わなかつた<sup>(參創二七章照)</sup>。この奸計はヤコブ自身のものではなく、リベカによるものであつたが、彼がそれを快諾したことは彼がその地位をのぞんでいたともいえるであろう。たとえこのようにして祝福されたとしても、神の前でなされた以上それを改めることはできなかつたろうし、「イサク其妻の子なきに因りて之がためにエホバに祈願をたてければエホバ其ねがひを聴たまへり。遂に其妻リベカ孕みしが、其子胎の内に争ひければ然らば我いかで斯であるべきと言て往きてエホバに問にエホバ彼に言ひたまひけるに二の国民汝の胎にあり、二の民汝の腹よりいでて別れん。一の民は一の民よりも強かるべし。大は、小に事へんと」<sup>(創二五・二六)</sup>の事からヤコブが相続人となることが神の計画であつたと言われるかもしれない。しかしヤコブの時代においては末子相続が原則であつたが、旧約聖書の書かれた頃は長子相続に變つてきており、長子相続を原則とする立場からみれば末子相続を理解することができないので、右のような説明の方法をとつたのではなからうか。このような例は他にもみることが出来る。ヤコブと同国人で同名の人ヤコブ・ヨセフはヤコブの性格を弁護して古代法においてはヤコブは末子として真に相続の資格があり、聖書の物語にある奸計は歴史家によつてなされた説明にすぎないと言つてゐる。フレイザーも近頃の歴史家は末子相続の古い慣習が忘れられてしまつてゐるとき若い息子がその兄たちを排除して相続してゐる物語を読んで驚き、これを説明するために出生の出来事とか、父親の気ままな好みとか、若い息子の奸智や貪欲とかの偶然の原因によるのであると説明しており、この見解によるとヤコブはエサウに対して不正なことをしたのではなく、単に古代法がつねに若い息子にみとめてゐる相続權が彼の時代においてさえ末子から長子に徐々に變りつつあつたということをみずから弁明してゐるにすぎないので

あると言つている。<sup>(22)</sup>

ヤコブの子ヨセフも末子相続と言つてよいであろう。ヤコブはヨセフが年をとつてからの子であるため他の子よりも一層可愛がり、色どつた衣服を作つてやつたので、兄弟たちはヨセフをにくみ穏和にものをいうことができなかつた<sup>(創三七)</sup>。正確にいえばヨセフはヤコブの一番目の子にあたり、一二番目にベニヤミンがいる。「ベニヤミンと言ふのは右手の子と言ふ意味であります。右手の子といふのは嫡子といふこと、嫡子といふのは長子といふことではなく家督の子といふことでもあります。それでベニヤミンといふのは恐らくヨセフの家督権を示した別称のつもりではないかと思はれます」という中川教授の説にしたがえばヨセフは完全な末子相続となるが、ヨセフと別にベニヤミンの物語があるので<sup>(創三五・二六一・一八、四二・一四、四三・一)</sup>、ヨセフの家督権の別称であるとするのは無理であろう。二人のうちの一番目であるが広い意味で末子相続と呼んでよいのではないかと思われる。ヨセフが相続しているということは創世紀に記されていることから明かである。例えば「父の汝を祝することはわが父祖の祝したる所に勝りて恒久の山の限極にまでおよばん。是等の祝福はヨセフの首に歸しその兄弟と別になりたる者の頭頂に歸すべし」<sup>(四九)</sup>とあり、ヨセフの子をヤコブが祝福している<sup>(四八)</sup>（こともそうである。フレージャーはヨセフ・ヤコブの言葉を引用し、ヨセフについて「われわれは事実上末子であつたと推測することができる。すなわち彼の父が彼に与えすぎたところの愛情、彼の兄弟と区別するところの多くの色どつた長い袖のある衣服、そして結果において彼が得たところの最優の地位その他あらゆる点について」といつている。<sup>(24)</sup>

ヨセフにはマナセとエフライムの二人の子があつた。ヤコブがこの二人を祝福することになつたとき、ヨセフはエフライムの右の手をとつてヤコブの左の手に、マナセの右の手をとつてヤコブの右の手にむけて導いていつたところ、ヤコブは右の手をエフライムの、左の手をマナセの頭において、「マナセは長子なれど故にかくその手をかけるなり」といい、ヨセフがマナセは長子であるから右の手で祝福して貰おうとしてエフライムの頭からマナセの頭に移そうとしたところ、ヤコブはこれを拒んで、「わが子よ我しる彼も一の民となり彼も大なる者とならん。然れどもその弟は彼よりも大なる者となり、その子孫は多衆の国民となるべし」といつて、エフライムをマナセの先に立てた<sup>(創四八)</sup>。すなわち末子相続である。<sup>(25)</sup>

以上の例によつて末子相続がこの時代に行われていたと想像することができよう。もしもこれが原則であつたとしたらならば、ヤコブは彼の父と兄との關係において行つたところの原則を彼の子と孫とについても行つたとみられる。したがつてはじめにも言つたように末子相続についてヤコブの地位は重要であると言わなければならぬ。

ヤコブとレアの間に生まれたユダがあり、ユダの子のうち双生児のペレッツとゼラ——どちらかが末子となる——について問題がある。ゼラが先に手を出したが、生まれたのはペレッツの方が早い(創三八と三七) (三〇〇參照)。これについてフ

レーザは次のように説明している。ペレッツはヤコブのように双生児の弟であることを証明しているように思われる。ペレッツが弟であるということを証明する動機については物語の表面には明かでないが、ペレッツはダビデの直接の祖先であり、ダビデ自身も末子であるということ、そうしてまたダビデもサムエルにすべての子たちよりも先に王国を与えているということ想起するとき明白になる。末子相続が原則であるという前提に立ち、ダビデ自身(28)が末子であり、またソロモン(29)(サムエル)に王国に与えたという事実から逆にペレッツも末子であるはずであるというフレーザの説にそのまま賛成することはできない。ダビデの系図において、アミナダブ、ダビデは末子であるが、ヘヅロンは二人のうちの長子であり、ソロモンも厳密な末子ではなく——エレサレムにおいて同じ母から生まれた子のうちでは末子である(歴代志略上三・一)——、フレーザ自身も彼を youngest son と言わなかつて one of younger son といつており、前述したように末子相続が厳守されていたわけでもないのでペレッツに固執する必要はないと思う。ペレッツが末子であるということは寧ろ出生の物語自身の中にあるのではなからうか。すなわち生まれるときに手を出しそれに赤い糸をしばりつけたということは先に生まれたしるであつて、前述したように理解できない末子相続の説明の方法であると言えはしないだらうか。

以上アブラハムの系図について末子相続のあとをたずねてみた。旧約聖書においてはこれだけでなく他にいくつもその例をみることができる。これらはその時代における相続形態のあらわれであらう。勿論厳密な意味での末子相続が貫かれたわけではなく、中には長子やその他の者が相続している例も少くないが、この相続形態が支配的であつたといえよう。そして末子相続は長子相続に先行するといふフレーザその他の学者の説は種々の事実から肯定することができるとであらう。

三

右のように旧約聖書には末子相続のあとがかなりはつきりあらわれており、はしがきにもべたように末子相続は世界のいたるところで行われていたといつてよからう。そこでどうして末子相続が発生したかということが問題になる。それは社会的経済的理由にもとづくことは間違いないであろうが、具体的にどのような関係にあるかということになると決して容易ではない。ここでは旧約聖書における末子相続についてだけでなく、もう少し拡大して、すでにのべられている学説にしたがいながらこの相続形態の成因を考え、それにもなう若干の疑問を提起し、諸先輩の教示を願うとともにわたくしの今後の研究の手がかりとしたいと思う。

ブラックストーンはタルタール人の間の末子相続について調べ、年長の子は独りで遊牧生活ができるまでに成長すると自分の分前だけの家畜を貰つて新しい土地を求めて父のもとを離れてゆき、最後に残るのが末子であるからこの末子が自然にその相続人になるのであるといつている。<sup>(20)</sup>なぜ成長した者から父のもとを離れてゆくかは明かでないが、おそらく広大な地域と多くの秣草を必要とする遊牧民にとつて、それらを得るためにはそうした方が容易であつたためであらう。しかし遊牧民は集団生活をしていたろうし、離れてゆくといつても限られていたに違いないし、それらの家畜も私有という段階に至つていなかつたと考えられるから、厳密な意味での相続ではなく、父たちの仕事の後継者になつたり、遊牧民の首長の交代という程度のもものではなからうか。

遊牧民に末子相続が行われていたことはフレーザーも認めているが、その遊牧生活がその成因であるというブラックストーンの説だけが正しいとするならば、モンゴリアン、ビルマ、インド、南中国などの種族はいずれも遊牧民ではなく、農耕に依存しているのに末子相続が行われているのはどうしてかという疑問を出し、<sup>(21)</sup>遊牧生活と同じように移住性の農耕生活にも適応し、不毛な土地が多く、人口に釣合わないほどの大きな地域を必要とするので、息子たちは成長するにしたがつて親たちの住んでいるところを離れて森林やジャングルに新しい土地を開拓し、末子が親と共に残り、親が年をとつてからはその扶養をするようになるわけであり、これが最も単純なそして適切な末子相続の成因であると言つている。<sup>(22)</sup>これと同じ説にしたがう学者は少なくない。<sup>(23)</sup>移住的農耕生活を行う種族において、息子たち

が成長するにしたがつて親のもとを離れてゆく理由は遊牧民よりも明瞭であろう。すなわち肥料や灌漑は勿論焼畑などもよく知らないから移住が必要であり、それには成長した息子たちから始めた方が好都合であろう。移住している間は土地を私有する必要がないから土地についての相続はおこらない。したがってここで末子相続というのは親が行っていた仕事の引き継ぎないしそれにもなう若干の財産の承継にすぎないのではなからうか。ヤコブやヨセフの時代は遊牧生活ないし移住的農耕生活と考えられるから、その末子相続の成因はブラックストーンの説もフレイザーの説もあてはまると思われる。

農業生産力の発達によつて農業は集約的となり、人口の増加にしたがつて開墾地の発見が困難になつてくると農業は定住的になる。成長した息子たちから移住をすることは少なくなろう。したがつて相続にも影響をおよぼすことになる。フレイザーは相続開始の時に長子から末子まで親もとに残つてゐるようになれば相続はもはや末子的である根拠を失つて自然に長子的なものに移行し、ヘブライ民族も荒地における遊牧生活を止めてパレスチナに於ける農民の定着生活をするようになつて、末子相続を棄てて長子相続制を採用することになり、末子相続はたゞ永年の慣行として、長子相続とならんで行われていたとのべている。<sup>(93)</sup>永年の慣行といつても、それが行われていたことについてはなんらかの理由がある筈である。例えば定住的となつても、耕作面積が狭少で家族員を養うことができないような場合、他に全く開拓の余地がないわけではないから、長子から親のところを離れ、末子が残つて相続することがあろう。ダビデの時代には定住的になつたようであるが、それでも末子相続が行われていたというのは右のような事情が考えられる。ダビデは末子、ソロモンもある意味では末子といえるが、彼等が国王であるから右のような理由では説明ができないし、特別の理由も見当らないから今後の研究を待つ外はない。<sup>(94)</sup>ただソロモン以後になると末子相続はほとんど姿を消し、長子相続が多くなつてゐることは注意しなければならぬ。<sup>(95)</sup>長子相続への変遷についても社会的経済的に考えなければならぬ。すなわち定住的となり、ある程度の保有地をもつようになると、労働力の必要から長子がつとも適するためであろう。定住的となつても土地は氏族ないし家族の共有にとどまつて私有の段階ではなかつたから氏族ないし家族の長の交代を意味するのであろう。

ヴィングラドフはさらに立入つて説明している。すなわち重税に苦しみながら狭小な耕地よりもたない半農奴的食



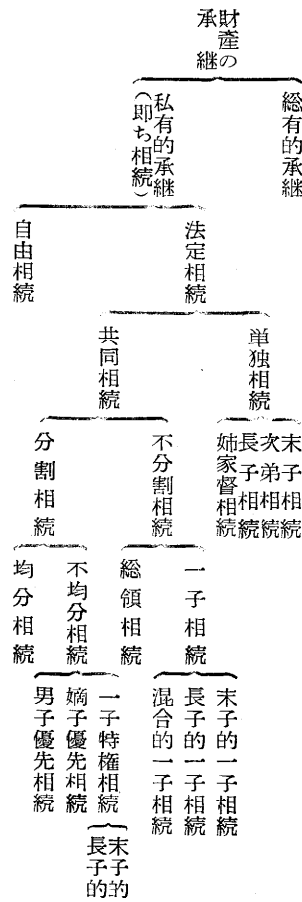
農にあつてはどんなに農耕技術がすすんでいても増加する家族人口を自分の農耕によつて消化することができないから成長すると家を出て他所に生活の足場を求めなければならなくなり、ここにも末子相続が生まれるとのべている。<sup>(36)</sup>これらはとくに封建社会においてみられるであろう。すなわち農業生産力を増大させながら、その余剰はすべて収奪しようとするのが農民に対する封建的支配関係であるから貧農が多く、とくに狭小な土地より持たない者たちはこのような相続形態をとつた場合も少くなかつたろう。ただし相続といつても土地は所有権というより用益権にすぎない場合が多いからその権利者の交代であり、それも僅かなものであり、したがつて相続についての意識も欠けているからどの程度にはつきりと現われているか疑問である。<sup>(37)</sup>ヴィノグラドフのこの見解は封建社会においてだけでなく、農業生産力が十分に発達していないところの近代社会にも適用するであろう。諏訪地方の末子制度などはその例といえるであろう。<sup>(38)</sup>資本主義的生産が発展して労働力を吸収するようになるのと相続形態に影響をおよぼす。<sup>(39)</sup>末子相続は一面において崩壊するとともに他面において存続の可能性をもつ。すなわち耕やす土地をもたない長子たちも山を越えて出る必要がなくなり家から通勤することができると末子制はくずれると言われるが、<sup>(40)</sup>家から通勤できるころは寧ろ少ないし、耕地が依然として狭小である場合は労働者として長子から出てゆき、最後に末子が残ることもあろう。<sup>(41)</sup>

なおフレージャーは末の娘が相続人となる場合をのべている。末の娘は姉よりも先に結婚することを禁止している種族もあり、多くの場合最後に結婚するので、自然親のもとにもつとも長くおり、結婚してからもそのままとどまることもあり、したがつて親の死後は相続人となる。<sup>(42)</sup>また砂漠居住のアラビヤ人 (Bedouin) は父と大きな息子たちの仲が悪いので末子が相続人となると語っている。子が成長して転換期になると父の家を離れて自分の家をたてようとするので、この傲慢さのため父の愛情がなくなり、財産は父と長くとどまり父を尊敬している末子に与えられてしまふ。<sup>(43)</sup>しかしこれらは末子相続の決定的な成因とはならないであろう。

以上ブラックストーン、フレージャー、ヴィノグラドフなどの学説をもととし、わたくしなりに社会的経済的基盤に注意しながら末子相続の成因についてのべてきた。末子相続制と生産関係の結びつきが若干解明されたように思われるが、資料に乏しく、したがつて実証的裏付けが極めて不備であり、多くの疑問が未解決のまま残されてしまつた。こ

れらを手がかりとしてさらに研究を重ね、わたくしの目的とするとこころに到達したい。

(1) 中川善之助「相続」(岩波・法律学辞典Ⅲ一六四六頁以下)によれば次のように分類される。



これらの形態の説明については中川編「註訳相続法」(上)一五頁以下参照。

相続形態論としては中川「相続形態論序説——法定相続と自由相続」(「法学」五卷五号一頁以下)がある。

(2) この問題についてわたくしは「相続の基本問題に関する予備的考察」(「茨城大学紀要・社会科学」四号)、「生存配偶者の相続権の一考察」(「法学」一七卷四号、一八卷四号、一九卷二号、二〇卷二号)、「初生女子相続の一考察」(「法社会学」六号)などにおいて若干ふれておいた。

(3) 註(1)の表でわかるように末子相続には単独相続、共同不分割相続、共同分割相続のそれとがあり、そのうち普通に末子相続というのは殆んど最後のものである。すなわち相続財産は諸子に分割されるが、その分割は均分的でなく、末子に特別の大きな相続分が与えられる形である。詳しくは中川「末子相続の社会的環境」(「牧野教授還暦祝賀法理論集」)参照。

(4) 中川「相続」(前掲一六四七頁)、中川編「註訳相続法」(上)(前掲一五頁)、中川「末子相続」(「家族制度全集」史論篇Ⅴ九五頁)。

(5) フレーザーによれば、ヨーロッパにおいてはスカンジナビアには痕跡がないが、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、ハンガリーなどで行われ、南アジアにおいてはアッサム、ビルマ、交趾支那、支那、中央インド、南インド、マライ、ジョー



これから後の系譜は多妻婚が多く混乱しているので省略する。仲哀天皇は完全な末子、他は必ずしもそうではないが末子的といえるであろう。オオササギノミコト（仁徳天皇）とウジノワキイラツコとの讓合いが語られ、兄弟相統（履中・反正・允恭、安康・雄略、仁賢・顯宗）が続き、長子相統に移つてゆく。なおわが国の古代の末子相統については白鳥清「日本古代の末子相統制度に就いて」（『白鳥博士還曆記念東洋史論叢』五六一頁以下とくに六〇一頁以下）参照。

(7) 中川教授はゼウスの話をあげている。ゼウスの父のクロノスは自分の王座を奪われまいとして自分の子どもを上から順々にみんな食べてしまふが最後に残つた末子ゼウスだけは免れて世界の父となる（『日本に於ける末子相統』・『灶曜』四号七頁）。しかしブルフィンチのギリシア・ローマ神話ではゼウスがクロノスに食われる運命を免れるが、末子ではなく長子のようにである（野上彌生子訳、岩波文庫、上一五一頁、下一九九頁参照）。プシケは三人の姉妹の末娘であり、さまざまな苦勞をしたあげく恋の神のエロスと結婚することができた。プシケは人間の靈魂であるといわれる（同上二〇七一―二〇七二頁参照）。

(8) コックス女史の蒐集したシンデレラ物語はもつとも代表的であり、グリム童話集に出てくる「怖がることをおぼえるために旅に出かけた男の話」（四話）、「灰かぶり」（三三話）、「三羽の小鳥」（一〇九話）も有名な末子成功の物語である。中川教授はグリム童話集二二三話中二五話が末子成功の物語であるといつておられるが、「末子相統の原始性」・『法学六卷一二号』、もう少し多い。例えば「狼と七匹の仔山羊」（五話）、「十二人の兄弟」（二一話）、「七羽の鴉」（二八話）などがそうであると思われる。少なくとも末子中心の物語である。ジョージソンの集めた「マジヤール族説話集」の五三話中二一話が末子成功型であり、エル・ビー・デーの「ベンガル民間説話集」、ビーツーアの「降誕節物語集」もそうであり（松村武雄末子相統制と説話」・『民俗学論考三三三頁以下』）、ルブラン・ド・ポーモン作の「美女と野獣」もこれに属するといえる。末子成功の物語について、同情補償説、興味漸進説、末子相統説（古代における末子相統制度の残映であるという）などがあり、最後のものが有力であるといわれている。詳しくは中川「末子相統の原始性」（前掲）、松村・前掲など参照。

(9) 松村・前掲

(10) 中川「末子相統」（前掲六四頁以下）にあげられている甲賀三郎伝説、諏訪藩の宗門帳などはその例である。

(11) Frazier, op. cit., p. 485. 司法省編「全国民事慣例類集」（明治十一年）には次のような例があげられている。

尾張國愛知郡——相統ノ權ハ長男ニアリ。村方ニテハ耕業ヲ励マス為メ、長男ヨリ順々ニ分家セシムルコト多シ。皆戸主ノ見込ニ從テ適宜ノ所分ヲ為ス事ナリ。

信濃國佐久郡——長男ハ家督相統ノ權ヲ有スト雖モ、父ノ意ニ協ハザルカ或ハ二三男ヲ分家セシメテハ若年破産ノ恐アルヲ以

テ、長男ヲ分家セシメ本家ハ父自ラ幼児ヲ教育シテ相続セシムル事アリ。然ルトキハ其財産ヲ分割スル衆子ヨリ多キヲ例トス。

土佐国土佐郡——相続ノ権ハ長男ニアリト雖モ、郷村ノ者ハ中等已上長二男三男トアレバ、長二男トモ多クハ別家セシメ、末子ヲ以テ本家相続セシムル慣習アリ。

日向国臼杵郡——村方ニテハ長男ヲ分家セシメ、二三男ニ相続セシムルコト多シ。

肥前国彼杵郡——村方ニテハ長男ヲ第一ニ分家シ、末男ヲ以テ本家相続セシムルコト多シ。

肥前国高来郡——村方ニテハ長男ヲ分家シ、末男ニ本家相続セシムルコト多シ。

長野県諏訪地方の末子相続は有名であり、これについては中川教授の詳しい研究がある。前掲の外「諏訪地方末子相続慣習の調査について」（「法律時報」六卷一号）、「諏訪地方末子相続旧慣の第一回現地調査を終りて」（「法学三卷二号」）、「明治以後の諏訪末子制」（「法学」七卷四・五号）、「日本に於ける末子相続」（「前掲」）などがあり、これらには諏訪地方以外にも報告されている。

(12) 中川「制定法と固有慣習法の相剋」（「季刊法律学」四号八三頁以下）、「日本に於ける末子相続」（「前掲」）など参照。

(13) 相続制度の研究についてはすでに註(2)にあげた若干のものを発表した。本稿は数年前に書いておいた未発表の旧稿に手を加えたものである。

(14) 旧約聖書はイエス・キリストの出現するまでの約一千年間にわたる宗教上の聖典であつて、法的資料そのものではない。しかしヘブライ民族の法・経済・社会に関する具体的事実が書かれているから、これにもとづいてヘブライ民族の法思想や法律制度を知ることができ、ペブライ古法に対してほとんど唯一の淵源であるといつてもよい（田中周友「旧約聖書にあらわれた外国人」・末川先生還暦記念「民事法の諸問題」三一—四頁参照）。フレイザーの「Folk-lore in the Old Testament」は三巻にわたる龐大な著書であり、たんに民間の口伝にとどまらないで法学的研究であると言えるであろう。わが国においても故穂積重遠博士の「旧約全書に現はれた土地所有観念」（昭和二年・「社会科学研究」）、「旧約全書に現はれた契約観念」（「松波博士還暦祝賀論文集」所収）、「旧約全書に現はれた訴訟」（「加藤博士還暦祝賀論文集」所収）、「旧約全書に現はれた婚姻」（「法学協会五十年記念論文集」所収）があり、田中教授は前掲の外、「旧約聖書に見る親と子の関係」（「法律文化」一四卷三—四号）、「旧約聖書にあらわれた労働」（「法律文化」四卷九・一〇号）を書かれている。

(15) Frazer, op. cit., pp 429—564.

- (16) これからの説明の便宜上、創世紀全体の系図を別表にかかげておこう。
- (17) 「アダムのセツを生し後の齡は八百歳にして男子女子を生めり」(創世紀五・四)とあるから、他にも子があつたと想像されるが、名前の出ているかぎりではセツが末子である。
- (18) Frazer, op. cit., p. 429. なおヤコブの奸智と貪欲は相続問題だけでなく、母リベカの兄ラバンのところに行つたときも家畜の所屬についてラバンとの間に争われた記事にあらわれている(創三〇・二九以下参照)。
- (19) 申命記に「人二人の妻ありてその一人は愛する者一人は惡む者ならんにその愛する者と惡む者の二人ともに男の子を生ありてその長子をして惡む婦の産る者なる時はその子等に己の所有を嗣がしむる日にその惡む婦の産る長子を措きてその愛する婦の産める子を長子となすべからず。必ずその惡む者の産める子を長子となし己の所有を分つ時にこれには二倍を与ふべし。是は己の力に始にして長子の權これに屬すればなり」(二一・一五—一七)とあるので長子相続が原則であつたとも考えられる。フレージャーも“Under the Deuteronomic law the eldest son received the largest part of family property.”といつてゐる (op. cit., p. 430)。
- (20) Frazer, op. cit., p. 430.
- (21) Joseph Jacob, *Junior-right in Genesis*, 1894, p. 46 sq.
- (22) Frazer, op. cit., p. 485.
- (23) 中川「日本に於ける末子相続」(前掲八頁)
- (24) Frazer, op. cit. p. 432; Joseph Jacob, *Studies in Biblical Archaeology* p. 58.
- (25) さてこのへた末子相続と長子相続の混乱がここにもみられ、特別の説明が必要となつてゐる。
- (26) Frazer, op. cit., p. 432.
- (27) Frazer, op. cit., p. 433.
- (28) Frazer, op. cit., p. 433.
- (29) W. Blackstone, *Commentaries on the Law of England*, II p. 84. ブラックストーンの説についてはフレージャーの前掲書および中川「末子相続の社会的環境」(前掲)によつた。
- (30) Frazer, op. cit., p. 441.
- (31) Frazer, op. cit., p. 481.

- (32) Ch. Elton, *Origin of English History* p. 128; R. Rivers, *Todas*, p. 554.
- (33) Frazer, *op. cit.*, p. 484.
- (34) その当時の相続の典型的なしるしとも考えられるが、それだけではなさそうである。
- (35) 歴代志略上三章一〇節以下参照。
- (36) P. Vinogradoff, *Outlines of Historical Jurisprudence*, I p. 283sq. 中川「末子相続」（前掲九〇頁）から引用した。
- (37) 封建社会における農民の相続形態については明瞭でないが、武家が長子相続を原則としたからその影響をうけて、長子相続が多いようであるけれども、直接生産関係と結びついているからこれに基いて他の形態例えば末子相続なども少くなかつたように思われる。またわが国においては初生女子（姉家督）相続もみられる。これは末子相続とは逆に農業労働力を他から求める必要がある場合に生ずる。この形態については拙稿「初生女子相続の一考察」（『法社会学』六号一五五頁以下）参照。
- (38) 中川教授は諏訪地方の末子相続について次のようにのべている。中筋と下筋とがあり、中筋は宮川の沿岸流域でこの人々は山稜の蔭に僅かずつの平地を求めて田畑を起し、家族が少しでも大きくなれば長子から順番はに新地を開発するために出てゆく形をとっており、下筋は諏訪湖の北岸に位している狭少な地域で耕作するような土地が求められないので、四方に放射している交通路をたよりに出稼ぎの形をとっている。前者が山浦型（フレイザー型）、後者が下筋型（ヴィノグラドフ型）と呼んでよいといわれる（中川「末子相続」・前掲九〇—九一頁）。しかしフレイザーは移住的農耕生活について言っているのに対し山浦型は定住的であるからむしろヴィノグラドフ型に近いし、下筋型は出稼が可能な状態にあるのだから、ヴィノグラドフ型よりも新しい型ではなからうか。
- (39) 封建的家族関係が崩壊すると単独相続は共同相続へと変る。ただし農家の場合は単独相続がかなり存続している。
- (40) 中川「末子相続」（前掲九二頁）。岡谷を中心とする製糸業の発達は必ずかかる仕方において下筋の末子制を衰微せしめる素因となつたに違いないと思ふと言われる。
- (41) 九州一帯は極く最近まで末子相続的だと言われている（中川「九州の末子」、「法律時報」二七卷六号五三頁）。
- (42) Frazer, *op. cit.*, p. 482.
- (43) Frazer, *op. cit.*, p. 483; T. L. Burkhardt, *Notes on the Bedouin and Wahabys*, II p. 354 sq.

〔附記〕 昨年の紀要の原稿は入院中の母の枕元で書いた。現在まだ退院できないが、本稿は研究室で書くことができた。いろいろな意味で感謝するとともに、本稿が聖書に親しんでいる母の慰さめとなつてくれれば幸いである。（一九五五・一一・三〇）

(註) i 人名の呼び方は日本訳聖書にしたがった。  
 ii ローマ数字は章、アラビア数字は節を示す。  
 iii 〰️は婚姻関係、—は妾関係、△は女子をあらわす。  
 iv ダビデの子の下の括弧内はその母の名である。  
 v この系図は相続形態だけでなく婚姻その他の形態をあらわしている。ヤコブがエサウに殺されそうになったとき母リベカの兄ラバンのところに逃げてゆくが(創二七・四一以下、二八・一七参照)、これは母系社会かあるいはその残映を示しているものである。又ラバンのところでは七年前働いてレアと、次に七年働いてラケルと結婚してそこにとどまっているのは(創二九章参照)労働婚であり、招婚婚である。レメク、ナホル、エサウ、ヤコブ、ユダ、ダビデはいずれも一夫の多妻婚である。ロトは最近親婚であり、ナホルとミルカ(おじ・めい)も近親婚である。ハガルはアブラハムの、ルマはナホルの、ジルバとビルはヤコブの妾であり、ダビデにも幾人かあり(歴代志略上三・九)、これらは妾制度をあらわしている。

